

奈 福 介 福 号 外
令和 2 年 6 月 23 日

通所系サービス事業所 管理者様
短期入所系サービス事業所 管理者様

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱い（第 12 報）に係る取扱いについて

奈良市福祉部 介護福祉課長

平素は本市の介護保険業務にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より通知がありました「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下「臨時的取扱」とする。）第 12 報（介護保険最新情報 Vol. 842 令和 2 年 6 月 1 日）に示されております介護報酬の請求の件について、本市における取扱いを下記のとおり定めますので、各事業所の皆様には適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 利用者同意について

令和 2 年 6 月 15 日付「臨時的取扱」第 13 報問 3 において、利用者の同意について「必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたい」との記載がありますが、本市においては、後々のトラブルを防止するためにも、サービス提供事業者による説明及び書面による同意確認はできる限り行っていただくのが望ましいと考えます。

については、2 区分上位の報酬請求を行う事業所で、書面での同意を得ていない事業所については、可能な限り書面での同意確認に努めていただくようお願いいたします。同意書の作成にあたっては、下記の（ア）及び（イ）について明示してください。

なお、既に書面による同意確認を行っている場合や、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点等から書面による同意確認を得ることが困難な場合は、下記の点についての記録を別に残しておいていただくことで足りるものとします。

- （ア）説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意者の氏名
- （イ）利用者負担分の上昇金額（1 回あたり）の概算

2. 介護支援専門員との連携について

介護支援専門員との協議に際しては、利用者との同意確認の結果を介護支援専門員に情報共有するとともに、介護支援専門員との協議日時や内容についても記録を残しておくようにしてください。

3. その他留意事項

当該取扱いについては、事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点からの発出されたものですが、あくまでも利用者からの事前の同意が得られた場合に限り請求できるものです。利用者負担が増大することによる利用者への影響も鑑み、利用者側の意思を十分に尊重し、意向に配慮した上で説明を行っていただきますようお願いいたします。

奈良市福祉部 介護福祉課
施設整備係
電話 0742 - 34 - 5422
FAX 0742 - 34 - 2621